全国拡大教材製作協議会

2019年8月

会幸

報

URL://www.kakudaikyo.org e-mail: kanri@kakudaikyo.org

代表世話人 越島 陸雄 263-0003 千葉市稲毛区小深町 90-204

Tel: 043-423-1136

62号

ごあいさつ



代表世話人 越島 陸雄

今年の猛暑もやっとおさまってきてほっと一息のこの頃です。会報が一月遅れての発行となりました ことをお詫びします。

6月26日全国拡大教材製作協議会代表者会議,会員懇談会が開かれました。平日ということもありましたが,年々出席者数も減り,「拡大協の今後」をテーマにすると尚厳しい状況のようです。全体の意見として是非存続をしてほしい、縮小しても窓口だけは残してほしい等々でした。会員の皆さんの高齢化,仕事が少なくメンバーも減っているなどで世話人を輩出できず、現世話人の任期切れと同時に消滅する懸念があります。この課題は当分続くと思われますが,我々ボランティアの本来の目的を忘れずに進むことにしなければと思います。

著作権法の一部改正、読書バリアフリー法の制定、デジタル教科書の充実、その他の視覚障がい者に限らない ICT を活用した支援機器の充実による選択肢の多様化など、これからの拡大はどのようになっていくかを見極めるための活動がまずは必要と感じます。世話人任せにしないで、自分の目で確かめようではありませんか?

2019 年度第 22 回定例代表者会議報告 6/26(水)

場所:東京都障害者福祉会館 2階 会議室

出席: 15 グループ 委任状: 24 グループ 無回答: 4 グループ 【会員数: 43 グループ】

会則第14条により本会議は成立していることを確認。

第1号議案 2019 年度活動報告(越島)及び決算報告(猪狩)並びに会計監査報告(代理越島)の件

第2号議案 2020 年度活動計画(案)(越島)及び予算(案)(猪狩)の件

第3号議案 監事辞任に伴い新監事(播磨幸子)推薦の件

出席者と委任状が過半数となり全議案が承認された。

定例代表者会議後の懇談会

6/26 (水)

続いて懇談会が開催されました。

○それまでの報告事項として以下の5項目にについて、説明がありました。

- 1. 信州教育出版社との拡大教科書作製コラボについて
- 2. 2020年度小学校新学習指導要領改訂に伴う補助教材製作完了
- 3.2020年度改訂教科書のデジタルデータ作成のため、テキストデータの順番付け作業について

- 4. 著作権法改訂に伴うボランティア団体としての SARTRAS への登録について
- 5. 読書バリアフリー法が成立

○全国拡大教材製作協議会の存続についての話し合い

意見

- ・活動を縮小する。他の機関、組織に部分的に役割を担ってもらう。
- ・製作依頼の窓口を別置する。
- ・現世話人の半分に残ってもらい、後は抽選または輪番
- ・パソコンが使えないのでむずかしい。
- ・遠方のグループにはむずかしい。
- ・あなたならどんな協力ができるかと投げかける。

解決策として、遠方のグループの方が世話人になるのは物理的にむずかしいので、関東4県の27 グループからそれぞれ一人世話人を選出し、新体制を作る案が賛同を得たが、結論を出す前に、この状況を何とかしなければという思いで真剣に考えてもらうよう、8月2日に一斉メールを配信。現在意見を集約中。全てのグループの皆様、何らかの意思表示をお待ちします。

研修会 著作権法を学ぼう 4/24(水)

場所:東京都障害者福祉会館

講師:文化庁著作権課 著作権登録係長 檀上 容子 さん

参加者:56 名

教科書協会特定図書専門委員会 8名

内容:1. 著作権制度の概要

2. 福祉関連の権利制限規定

3. 質疑応答



著作権制度の概要では、著作権制度の目的から始まって、著作権と特許権を比較しながら、著作権は権利を得るための手続きは不要という「無方式主義」を取り、創作した時点で権利が自動的に発生し、登録の必要なしということを初めて明確な知識として得ることができました。その後具体的な著作物などの例を挙げ、「著作権」についてとてもわかりやすい説明をうけました。

2では私たちに直接関係のある第33条の3や第37条3項についてでした。2018年に著作権法の一部が改正され、2019年1月1日から新たに制定された著作権法施行令、施行規則により一定条件を満たすボランティア団体は文化庁長官の個別指定を受けずとも視覚障がい者のための複製、公衆送信が行えるようになりました。「政令で定める者」として、「視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人」として、「次に掲げる要件を満たす者」という条件が以下の4つです。

- ① 視覚障害者のため複製又は公衆送信を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力および経理的基礎を有していること。
- ② 視覚障害者等のため複製又は公衆送信を適正におこなうために必要な著作権法に関する知識 を有する職員が置かれていること。

- ③ 情報を提供する視覚障害者の名簿を作成していること(名簿を作成している第三者を通じて情報提供する場合は、当該名簿を確認していること)。
- ④ 法人の名称、代表者の氏名、連絡先、その他文部科学省令で定めるところにより、公表していること。

☆改正で大きく変わった手続き

以下の事項を SARTRAS (一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会) のウェブサイトに掲載していること

- ア) 法人(団体) の名称
- イ) 代表者の氏名及び連絡先
- ウ) 視覚障害者等のために情報を提供する事業の内容
- エ) イ・ロ・ハの要件を満たしている旨

語り合おう読書バリアフリーのこれから (7/14)

場所:国立オリンピック記念青少年総合センター

第1部 講演会 読むことに困難を抱える子供たちのために

講師:神山 忠さん(岐阜市立島小学校主幹教諭)

第2部 パネルディスカッション

全ての子供たちの"読みたい"を支援する

一障害当事者の視点から一

神山 忠さん、西田 梓さん 見形 信子さん 宇野 和博さん

「読書バリアフリー法が今年6月21日に成立し、マラケシュ条約 批准を機に改正された著作権法と並び、車の両輪として読書に困難 のある障害者の読書環境整備に大きく寄与することとなった。」と、 今までこれらの法整備のために尽力された方々の喜びと、これを新 たなスタート地点と捉え真に障害者の読書バリアフリーが実現する 日まで引き続き力を尽くしていくという決意を感じた大会でした。

「皆さんの第一言語は何ですか?」「私のそれは画像です。」とい



語り合おう!

う思いがけない言葉から神山さんの講演は始まりました。ディスレクシアという困難を抱えて小さいときから「普通にしなさい」と言われ育ち、「普通って何?」とわからないまま苦しみ続けていろいろな人生を歩み、想像を超える努力の末、現在、障害によって生き辛さを抱える子どもたちの視点に立ちながら教育活動をされている神山さんのお話に感銘を受けました。周りの人たちがきちんと障害を知り、必要な支援をすることで、その子供たちは将来の納税者にもなることができる。私たちも、障害のある方の読書活動を豊かにするために必要とされるお手伝いは何かとしっかり考える必要があると感じました。

展示コーナーにはいろいろな障害を持つ人のために考えられたさまざな図書や音声機器があり、世の中がバリアフリーに向かって進んでいることを実感しました。一方そのような図書や機器がどこにでもあったら、健常者も障害を知る事ができるのに・・・もっと PR の必要性を感じました。

柏市拡大写本サークル 傍島 純子

現在のグループ数 42 グループ

退会グループ 写本 橘

編集後記 世話人のつぶやき

9

現在、小学校の算数を担当しているわがグループ。下巻のデータを申請したところ、東京大学先端科学技術研究センターからの初デジタルデータが届きました。PC に入れたら画面は英語だらけ…英語アレルギーと格闘し、小さな小さな入力画面にパスワードを入れ、説明書を見ながらなんとかファイルを開くと、中は今まで通りで、下巻作りは違和感なく作業できています。ちょっとほっとしました。

拡大写本グループ赤いくつ 宮崎希代子